

旅行券約款

第1条（約款の適用）

本約款は、丹後橋立交通株式会社（以下「当社」といいます。）が発行する旅行券（以下「本券」といいます。）の購入および利用条件を定めるものです。

本券をご購入またはご利用された場合、本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条（本券の内容および用途）

1. 本券は、当社が定める額面金額をもって発行する旅行券です。
2. 本券は、当社が取り扱う旅行商品、宿泊、交通機関の手配費用、その他当社が提供する旅行関連サービスの全額または一部の支払いに利用できます。

第3条（販売方法および支払方法）

1. 本券は、当社の窓口および当社ホームページ等、当社が指定する方法により販売します。
2. 本券の購入代金の支払方法は、現金または銀行振込に限ります。
3. クレジットカード、電子マネー、その他の金券等による支払いはできません。

第4条（領収書の発行）

1. 本券をご購入いただいた際、原則として領収書は発行いたしません。ただし、お客様より個別の発行依頼をいただいた場合は、この限りではありません。

第5条（有効期限）

1. 本券の有効期限は、券面に記載された発行日から3年間とします。
2. 有効期限を過ぎた本券は利用できません。

第6条（利用方法）

1. 本券は、有効期限内に限り利用できます。
2. 本券は、旅行代金（消費税等を含む）の支払いに際し、額面金額をもって充当します。
3. 旅行代金の本券の合計額面金額を上回る場合は、不足額を現金、銀行振込、その他当社が指定する方法により精算するものとします。

第7条（釣銭の不交付）

1. 本券を旅行代金の支払いに充当した結果、旅行代金の本券の利用額を下回る場合であっても、釣銭はお支払いしません。
2. 当社は、釣銭が生じないように、本券と現金等を併用して利用されることを推奨します。

第8条（未使用額の取扱い）

本券を利用して旅行代金を支払った結果、本券の額面の一部が未使用となった場合、当該未使用額は、次回以降に繰り越して利用することはできません。

第9条（返品・換金・再発行）

1. 本券の購入後の返品、交換および換金はできません。
2. 本券は、盗難、紛失、滅失等、いかなる理由があっても再発行しません。

第10条（旅行のキャンセル時の取扱い）

1. 本券を利用して購入された旅行商品が、お客様の都合によりキャンセルされた場合は、当社所定のキャンセル料を申し受けます。
2. キャンセル料を控除した残額については、原則として本券により返金します。
3. 前項の返金に際し、本券の額面に満たない端数については、購入時の現金入金額を限度として現金により精算するものとします。

第11条（利用の制限）

次の場合には、本券の利用をお断りすることがあります。

- ・本約款に違反した場合
- ・不正な方法により取得または使用された場合
- ・本券を第三者へ転売、または質入れ等の担保に供する行為が判明した場合
- ・その他、当社が公序良俗に反すると判断した場合

第12条（約款の変更）

当社は、法令の改正、運用上の必要その他相当な理由がある場合には、本約款の内容を変更することがあります。

第13条（準拠法および管轄）

本約款は日本法に準拠します。また、本券に関して万一トラブルが生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所で解決するものとします。

附則

本約款は、2026年4月16日より適用します。

以上

丹後橋立交通株式会社 〒629-2532 京都府京丹後市大宮町谷内 1515 電話：0772-68-0670 FAX：0772-68-0122 e-mail：thk@basil.ocn.ne.jp
--